

秋田市企業採用面接交通費等助成金交付要綱

〔平成30年3月23日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から本市への移住の促進を図るため、秋田市企業採用面接交通費等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職登録者 秋田市移住定住無料職業紹介業務運営要領（平成29年11月30日企画財政部長決裁）第5条第2項に規定する求職申込書（以下第4号において「申込書」という。）で申込みを行い、受理された者（高等学校、中等教育学校、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に規定する大学院等を含む。）、高等専門学校又は専修学校の学生（卒業年度の1月1日以降にある者に限る。）を含む。）をいう。
- (2) 市内企業 秋田市内に就業場所となる事業所を開設し、又は当該事業所を開設することが見込まれる企業をいう。
- (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州およびこれらに附属する島の在する領域をいう。）における旅行をいう。
- (4) 求職登録者の住所地 申込書に記載されている住所地をいう。
- (5) 市内企業との面接地 市内企業が求職登録者との採用面接を行う住所地をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 秋田市移住定住無料職業紹介所から、秋田市内に就業することが条件として明示されている求人の紹介を受けている求職登録者であること。
- (2) 求職登録者の住所地が秋田県外であり、市内企業との面接地が秋田市内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 同一年度内にこの要綱による助成金の交付を2回受けた者

- (2) 同種の助成金の交付等を受けている者
- (3) この要綱による助成金の交付を通算6回受けた者

3 秋田市保育士・保育所支援センター又は公共職業安定所から秋田市に就業することが条件として明示されている求人の紹介を受けた者が、助成金の交付を受けようとする場合は、第1項第1号の規定にかかわらず、別に定めるところにより交付の対象とする。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、秋田市内の事業所への就業を目的とした市内企業との採用面接に当たり、求職登録者の住所地から市内企業との面接地までの往復の移動に要した交通費のうち次の各号に掲げる経費とする。ただし、内国旅行に限るものとする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 航空賃
- (3) 高速バス料金
- (4) 船賃（車両を輸送した場合の船賃は除く。）
- (5) 車賃（陸路旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額）
- (6) 前各号に掲げる経費と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める公共交通機関による移動に係る経費

(助成金の交付)

第5条 助成金は、予算の範囲内で交付する。

2 助成金は、次の各号に掲げる助成金の交付を受けようとする者の住所地の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として交付する。ただし、前条に規定する経費の額が次に掲げる額に満たないときは、当該経費の額を交付する。

- (1) 関東地方および北海道地方 20,000円
- (2) 東北地方（秋田県を除く。） 10,000円
- (3) 近畿地方および中部地方 25,000円
- (4) 九州地方、沖縄地方、中国地方および四国地方 30,000円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする求職登録者は、採用面接を受けた日の翌日から起算して14日以内又は採用面接を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、秋田市企業採用面接交通費等助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 秋田市企業採用面接証明書（様式第2号）
- (2) 対象経費に係る領収書その他の支払を証明できるものの写し（ただし、車賃を対象経費とする場合は経路が分かるもの）

(3) 秋田市移住定住無料職業紹介所、秋田市保育士・保育所支援センター又は公共職業安定所からの紹介状の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に助成金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは秋田市企業採用面接交通費等助成金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは秋田市企業採用面接交通費等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求および交付)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して14日以内に助成金を交付するものとする。

(調査)

第9条 市は、助成金の交付を受けた者に対して、就職の状況等について随時調査することができる。

(個人情報の適正な取扱い)

第10条 助成金の申請および前条の規定に基づく調査により知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田市企業採用面接交通費等助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、秋田市企業採用面接交通費等助成金返還請求書（様式第7号）により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成金を他の目的に使用したと認められるとき。

(2) 偽り又は不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日改訂）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日改訂）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号に定める通算回数^{の積算}については、施行日を開始時点とする。